

長岡京市LINEクーポン祭実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルスや原材料価格の高騰等の影響を受けた事業者を支援するために実施する長岡京市LINEクーポンの発行及びその取扱いについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、「長岡京市LINEクーポン祭」とは、市が長岡京市のLINE公式アカウント（以下「市LINEアカウント」という。）の友だちに対して、事前に登録を行った市内の事業所（以下「登録事業所」という。）で使用できるクーポン（以下「LINEクーポン」という。）を配信することにより市内の消費を喚起する事業をいう。

(実施期間)

第3条 長岡京市LINEクーポン祭の実施期間は、令和4年7月6日から令和5年3月31日までの期間内で市長が別に指定する期間とする。

(LINEクーポンの内容)

第4条 LINEクーポンの券種は、次に掲げるものとし、登録事業所が登録申請時にいずれか1つを選択して決定するものとする。

- (1) 1,000円（税込）以上で200円割引
- (2) 2,000円（税込）以上で400円割引
- (3) 3,000円（税込）以上で600円割引
- (4) 4,000円（税込）以上で800円割引
- (5) 5,000円（税込）以上で1,000円割引

(LINEクーポンの使用等)

第5条 LINEクーポンは、クーポン画面に表示する当該登録事業所においてのみ使用することができる。

2 LINEクーポンの使用期間は、第3条に定める実施期間内で市が登録事業所ごとに指定する期間とする。

3 各登録事業所のLINEクーポンの使用は、前項により指定する期間中1アカウント1回限りとする。

4 LINEクーポンは、次に掲げるものには使用することはできない。

- (1) 現金への換金
- (2) 換金性があり、広域的に流通しうるものの購入
- (3) たばこの購入
- (4) 出資及び債務の弁済
- (5) 国及び地方公共団体への支払
- (6) 振込手数料、公共料金の支払

- (7) 土地、家屋、家賃、地代及び駐車料等の不動産に係る支払
- (8) 医療保険や介護保険等の一部負担金に係る支払
- (9) 登録事業所が個別に定める物品・役務に係る支払
- (10) その他市長が不相当と認めるもの

5 登録事業所は、当該LINEクーポンが使用済みになったことを確認し、販売及びサービスの提供の金額から設定した割引額を差し引くものとする。

(対象事業所)

第6条 長岡京市LINEクーポン祭の登録対象となる事業所は、長岡京市内で現に事業を営んでおり、かつ、今後も市内で事業を継続する意思がある事業所とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業所等は対象外とする。

- (1) 長岡京市暴力団排除条例(平成24年長岡京市条例第20号)第2条第1号に掲げる暴力団、同条第3号に掲げる暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第4号及び第5号で定める営業並びに同条第5項で定める性風俗関連特殊営業を行うもの
- (3) 特定の宗教又は政治団体と関わるもの
- (4) 公序良俗に反する営業を行うもの
- (5) 市税の滞納があるもの
- (6) その他市長が不相当と認める営業を行うもの

(事業所の登録等)

第7条 事業者は、LINEクーポンを使用することができる事業所として登録を希望する場合は、市長が別に指定する日までに別記1に掲げる事項を市LINEアカウント等から入力して申請するものとする。

2 市は、前項による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該事業所を登録事業所として登録するものとする。

3 市は、前項の登録をしたときは、当該登録事業所に登録の決定及びその内容について通知するものとする。

(登録事業所の責務)

第8条 登録事業所は、この要綱に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 市からの指示以外でLINEクーポンの取扱いを中止しないこと
- (2) 市と適切な連携体制を構築すること
- (3) 募集要項に定める事項

2 市は、登録事業所が前項に反する行為を行ったときは、当該登録事業所の登録を取り消すことができる。

(配信の停止)

第9条 登録事業所のやむを得ない事情によりLINEクーポンの取扱いができないと市が認めた場合は、当該登録事業所のLINEクーポンの配信を停止することができる。

(割引実施額の交付)

第10条 市は、登録事業所に対し、第5条第5項により実施した割引の総額に相当する金額(以下「LINEクーポン割引実施額」という。)を支払うものとする。

(実績報告及び交付請求)

第11条 LINEクーポン割引実施額の交付を受けようとする者は、LINEクーポンの使用期間の終了日から起算して14日を経過した日までに、LINEクーポンの使用実績をLINEクーポン実績報告書兼請求書(様式第1号。以下「実績報告書兼請求書」という。)により市長に報告し、交付の請求をしなければならない。

(交付決定及び交付確定の通知)

第12条 市は、実績報告書兼請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適切と認めるときは、LINEクーポン割引実施額交付決定通知書(様式第2号。以下「交付決定通知書」という。)により申請者に通知し、LINEクーポン割引実施額を口座振込により交付するものとする。

2 前項の交付決定通知書をもって、確定通知とみなす。

3 市は、実績報告書の内容に疑義が生じた場合には、当該登録事業所に対して、関係書類等の提出を求めると及び立入調査を行うことができる。

(交付決定の取消し)

第13条 市は、登録事業所が申請内容等に虚偽等を記載したことが明らかになったときは、当該交付決定を取り消すことができる。

(割引実施額の返還)

第14条 市は、前条の取消しを決定した場合において、すでにLINEクーポン割引実施額が交付されているときは、別に定める期日までに返還を命ずるものとする。

(その他)

第15条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月10日から施行する。

別記1（第7条関係）

入力事項

- (1) 事業所名
- (2) 事業所名の読み仮名
- (3) 郵便番号
- (4) 住所
- (5) 電話番号
- (6) 営業時間
- (7) 定休日等
- (8) 代表者名
- (9) 担当者名
- (10) 事業者のHP・SNS等のURL
- (11) 業種
- (12) クーボンの券種
- (13) クーボンに使用する画像
- (14) クーボン掲載期間中に実施する取組み
- (15) 口座情報

様式第1号（第11条関係）

年 月 日

LINEクーポン実績報告書兼請求書

長岡京市長 様

住 所

事業者名

代表者氏名

長岡京市LINEクーポン祭実施要綱第11条の規定により、LINEクーポンの使用実績を報告し、LINEクーポン割引実施額を請求します。

クーポンの券種 (いずれかに1つに✓)	<input type="checkbox"/> 1,000円(税込)以上で200円割引 <input type="checkbox"/> 2,000円(税込)以上で400円割引 <input type="checkbox"/> 3,000円(税込)以上で600円割引 <input type="checkbox"/> 4,000円(税込)以上で800円割引 <input type="checkbox"/> 5,000円(税込)以上で1,000円割引	
クーポンの掲載期間	令和 年 月 日から 月 日まで	
使用日ごとの使用回数	使用日	使用回数
	月 日	回
	月 日	回
	月 日	回
	月 日	回
	月 日	回
	月 日	回
	月 日	回
	月 日	回
	月 日	回
	月 日	回
	月 日	回
	月 日	回
	月 日	回
月 日	回	
クーポン使用回数 合計 (A)		回
割引額総額 (請求額) クーポンの割引額 × (A)		円

様式第2号（第12条関係）

第 号
年 月 日

LINEクーポン割引実施額交付決定通知書

様

長岡京市長

長岡京市LINEクーポン祭実施要綱第12条の規定により、LINEクーポン割引実施額の交付について、次のとおり決定したことを通知します。

交付決定額 円

- ※ この交付決定通知書をもって、交付確定の通知とみなします。
- ※ LINEクーポン割引実施額は、交付決定日から起算して30日を経過する日までに、指定口座に振り込みます。